4.2.3.～4.3.1.　（略）

4.3.2.　取り付ける灯火等の性能

前部霧灯は、協定規則第19号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第９改訂版の規則5.、6.、7.及び8.に限る。）に定める基準に適合するもの又は装置の型式の指定を受けたものでなければならない。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、本則第43条ただし書の規定に適合するものであればよい。

4.3.3.～4.19.1.　（略）

4.19.2.　取り付ける大型後部反射器の性能

大型後部反射器は、協定規則第70号の技術的な要件（同規則改訂版補足第10改訂版の規則6.及び7.に限る。）に定める基準に適合するもの又は装置の型式の指定を受けたものでなければならない。ただし、協定規則第70号で規定するクラス５のものは除くものとする。

4.19.2.～4.23.1.　（略）

4.23.2.　取り付ける灯火等の性能

配光可変型前照灯は、協定規則第123号の技術的な要件（同規則改訂版補足第８改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。）に適合するもの又は法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を受けたものでなければならない。ただし、法第75条の２第１項の規定に基づく共通構造部の型式の指定又は法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、同規則5.3.及び5.8.は適用しない。

4.23.3.～別紙13　（略）

別添55　前照灯洗浄器の技術基準

1.～3.3.5.　（略）

4.　洗浄効率試験

4.1.　前照灯洗浄器の洗浄効率は、本技術基準の別紙１の規定に従って測定するものとする。製作者等の指定する洗浄時間の洗浄を行った後、下記に定めるスクリーンの各測定点での洗浄効率は、主要なすれ違いビームを発するすれ違い用前照灯について70％以上でなければならない。この場合において、前照灯洗浄器が主要なすれ違いビームを発するすれ違い用前照灯及び走行用前照灯を洗浄するものである場合にあっては、その洗浄効率は走行用前照灯についても70％以上でなければならない。ただし、配光可変型前照灯に備える前照灯洗浄器については、3.1.1.で規定される配光可変型前照灯の灯火ユニットについて協定規則第123号改訂版補足第８改訂版の配光測定に係る規定により測定することとし、屈曲照明機能を有する前照灯に備える前照灯洗浄器については、屈曲照明機能を作動させていない状態で測定することとし、及び前段において「主要なすれ違いビームを発するすれ違い用前照灯」とあるのは「主要なすれ違い用ビームを発する灯火ユニット」と、「走行用前照灯」とあるのは「主走行ビームを発する灯火ユニット」と読み替える。

4.2.～別紙１　（略）

4.2.3.～4.3.1.　（略）

4.3.2.　取り付ける灯火等の性能

前部霧灯は、協定規則第19号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第８改訂版の規則5.、6.、7.及び8.に限る。）に定める基準に適合するもの又は装置の型式の指定を受けたものでなければならない。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、本則第43条ただし書の規定に適合するものであればよい。

4.3.3.～4.19.1.　（略）

4.19.2.　取り付ける大型後部反射器の性能

大型後部反射器は、協定規則第70号の技術的な要件（同規則改訂版補足第８改訂版の規則6.及び7.に限る。）に定める基準に適合するもの又は装置の型式の指定を受けたものでなければならない。ただし、協定規則第70号で規定するクラス５のものは除くものとする。

4.19.2.～4.23.1.　（略）

4.23.2.　取り付ける灯火等の性能

配光可変型前照灯は、協定規則第123号の技術的な要件（同規則改訂版補足第７改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。）に適合するもの又は法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を受けたものでなければならない。ただし、法第75条の２第１項の規定に基づく共通構造部の型式の指定又は法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、同規則5.3.及び5.8.は適用しない。

4.23.3.～別紙13　（略）

別添55　前照灯洗浄器の技術基準

1.～3.3.5.　（略）

4.　洗浄効率試験

4.1.　前照灯洗浄器の洗浄効率は、本技術基準の別紙１の規定に従って測定するものとする。製作者等の指定する洗浄時間の洗浄を行った後、下記に定めるスクリーンの各測定点での洗浄効率は、主要なすれ違いビームを発するすれ違い用前照灯について70％以上でなければならない。この場合において、前照灯洗浄器が主要なすれ違いビームを発するすれ違い用前照灯及び走行用前照灯を洗浄するものである場合にあっては、その洗浄効率は走行用前照灯についても70％以上でなければならない。ただし、配光可変型前照灯に備える前照灯洗浄器については、3.1.1.で規定される配光可変型前照灯の灯火ユニットについて協定規則第123号改訂版補足第７改訂版の配光測定に係る規定により測定することとし、屈曲照明機能を有する前照灯に備える前照灯洗浄器については、屈曲照明機能を作動させていない状態で測定することとし、及び前段において「主要なすれ違いビームを発するすれ違い用前照灯」とあるのは「主要なすれ違い用ビームを発する灯火ユニット」と、「走行用前照灯」とあるのは「主走行ビームを発する灯火ユニット」と読み替える。

4.2.～別紙１　（略）